

広島市告示（安芸区）第41号
令和7年4月1日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受ける者

大阪市天王寺区清水谷町2番37号
テルウェル西日本株式会社
代表取締役社長 山田 邦裕

2 委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで